

発 言 者	議 事
委員長 委員長 委員長 委員長 委員長 委員長 委員長 委員長 委員長 委員長 委員長	〔 9 月 5 日 〕 一言御挨拶申し上げます。 第 3 回定例会において議会決算審査特別委員会の委員長を仰せつかりまして、委員各位の御賛同を得ました。誠に光栄に存ずるものであります。 委員の皆様のご格別なる御支援を賜り、委員会の運営に当たってまいりたいと存じますので、よろしくお願いいたします。 以上、甚だ簡単ではありますが、挨拶といたします。 ただいまの出席委員数は、議長、上戸議員を除く 8 名であり、定足数に達しておりますので、令和 5 年度厚沢部町議会決算審査特別委員会を開催します。（ 1 5 : 5 8 ） これより議事に入ります。 本特別委員会に付託された案件は、令和 4 年度厚沢部町各会計歳入歳出決算の認定に対する審査で、一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出決算の合わせて 7 件の審査であります。 なお、議案の説明については起立し、それ以外は質問者、答弁者ともに着席のままとし、質問は 1 件ずつ一問一答方式で行うこととしますので、質問者、答弁者とも簡潔明瞭な質疑、答弁を心がけてください。 また、発言は必ず委員長を通してから行うようお願いいたします。 認定第 1 号令和 4 年度厚沢部町一般会計歳入歳出決算の認定について議題とします。 議案の説明を求めます。

委 員 長 総務財政課長	総務財政課長 認定第1号の令和4年度厚沢部町一般会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。 (議案内容説明記載省略)
委 員 長	説明が終わりましたので質疑に入ります。
委 員 長	審議の都合上、歳入・歳出とも款ごとに質疑を賜ります。
委 員 長	歳入でございます。1款町税について、16ページから19ページです。質疑ありませんか。
委 員 長 中山委員	1番中山委員 これ17ページになるんですけれども、不納欠損額が出ておりますので、町税の不納欠損の内容を説明していただきたいと思います。
委 員 長 住民税務課長	住民税務課長 不納欠損額の内容の御説明でありますけれども、生活保護に係る不納欠損額が11万7,200円で、対象者は2名であります。以上です。 生活困窮、つまり生活保護受給者による不納欠損額が2名、11万7,700円であります。
委 員 長 中山委員 住民税務課長	1番中山委員 固定資産税でも不納欠損出ているんですけれども。 固定資産、町民税ともに同じ方であります。
委 員 長 中山委員	1番中山委員 ということは、課長、もう厚沢部町にはいないというふうに捉えていいんですか。
委 員 長 住民税務課長	住民税務課長 お一人は厚沢部町に在住されております。もう1名は函館市へ転出し、去年、令和4年11月

委 員 長	2 4 日から生活保護を受給されており、今回、不納欠損したケースであります。
中 山 委 員	1 番中山委員
委 員 長	生活保護を受けた場合には、例えば町税とか固定資産税なんかでも免除されるんですか。
住 民 税 務 課 長	住民税務課長
	生活保護を受給した場合、免除になります。
	それで、時効が成立する分だけ不納欠損にしております。
委 員 長	住民税務課長、もうちょっと分かりやすく説明お願いしたいと思います。
委 員 長	課税収納係長
課 税 収 納 係 長	地方税法に基づきまして、生活保護を受給者は介護保険料のみ納付することになっており、それ以外の税目、あと国民健康保険税、後期高齢保険利用料は減免になります。
	以上です。
委 員 長	高田委員
高 田 委 員	関連なんですけれども、今の話だと、今、不納欠損になるやつは不納欠損の額で残しといて、要は生活保護になった時点から減免になるということでしょう、減免というのは。不納欠損の数字というのは、もともとのやつだから、それそのまま残るんでしょうか。
委 員 長	住民税務課長
住 民 税 務 課 長	今回、不納欠損にしたのは、生活保護受給者で生活保護になったときからは税金を免除なんですけれども、それ以前に滞納していた分の時効にかかる分を不納欠損しております。
	町道民税につきましては、令和 4 年 1 1 月から生活保護を受給しておりますので、平成 1 9 年から平成 2 9 年度までの分、固定資産税につきましては、平成 1 6 年 1 1 月から生活保護を受給

委員長 高田委員	しておりますので、5年の時効に係る平成29年度分を不納欠損にしております。 以上です。 2番高田委員
委員長 住民税務課長	ということは、あと年数たてば残った分も不納欠損で終わってしまうという、要するに払わなもうけということになる。払えないんだからしょうがないけれどもな。 住民税務課長 高田委員がおっしゃるとおりになるかもしれないんですけども、ただ、その間、生活保護を打ち切られた場合には、そこでもう債権がまた発生しますので、それからまた徴収する形になります。 以上です。
委員長	ちょっといいですか。今の説明はこうだと思いますが、生活保護になったけれども、5年の時効が成立したんでその分を不納欠損にしましたということですね。あと残りはあるんだけども、それはまた5年後の生活保護、時効になるんだけども、復活したら、それはまたもらわなければいけないんで、その分についてはまだ不納欠損にはしないということですね。そういう説明でよろしいですね。（「はい」の声あり）
委員長	分かりました。そう説明してもらえれば、すぐ分かったと思いますが。
委員長	次、誰かありませんか。（発言する声なし）
委員長	ないようですので、2款地方贈与税について、18ページから19ページです。質疑ありませんか。（発言する声なし）
委員長	それでは、ないようですので、3款利子割交付金について、18ページから19ページです。

委 員 長	ありませんか。（発言する声なし）
委 員 長	それでは、ないようですので、４款配当割交付金について、２０ページから２１ページです。（発言する声なし）
委 員 長	ないようですので、５款株式等譲渡所得割交付金について、２０ページから２１ページです。質疑ありませんか。（発言する声なし）
委 員 長	ないようです。６款法人事業税交付金について、２０ページから２１ページです。（発言する声なし）
委 員 長	ないようですので、７款地方消費税交付金について、２０ページから２１ページです。（発言する声なし）
委 員 長	ないようですので、８款環境性能割交付金について、２０ページから２１ページです。質疑ありませんか。（発言する声なし）
委 員 長	ないようですので、９款地方特例交付金について、２０ページから２１ページです。質疑ありませんか。（発言する声なし）
委 員 長	ないようです。１０款地方交付税について、２２ページから２３ページ。（発言する声なし）
委 員 長	ないようですので、それでは、１１款交通安全対策特別交付金について、２２ページから２３ページ。（発言する声なし）
委 員 長	それでは、ないようですので、１２款分担金及び負担金、２２ページから２５ページです。質疑ありませんか。
委 員 長	１０番佐々木委員
佐 々 木 委 員	２５ページです。国営相和ということで、これは令和４年決算実績なんですけれども、その後

委員長 農林課長	異議申立てがないと、現状その後どうなっているのかという部分の方についての取組状況と推移、どういうふうな対応をされているかという部分についてお聞きします。 農林課長 異議申立ての方の取組の状況ということでございます。この方につきましては、昨年度の3月の下旬をもって異議申立て期間が終了したということで、今年度において異議申立てに対する対処というよりは、これからの負担金の回収に向けて今年度取り組むというふうにこれまでも御説明してきたところであります。 今の進捗状況につきましては、まだ御本人との面談は実施しておりません。まず前段に全員協議会の中でもお話が出たとは思いますが、今、町内に所有されている国営の造成地、これについて原野化はしている部分もあるので、それを町有林等に編入した回収ということで検討はしているところではありますが、私どものほうで、今、町有林として利用した場合にどのくらいの財として価値があるかだとかいうのは、ちょっと算定してみようかとは思っているところですが、なかなかちょっと算定がまとまっていない状況ではあります。 ただ、なかなか算定がまとまらないうちに先に進めないということでもございませんので、まずは、町外で農業者をやられている方ではありますけれども、これから秋の収穫期を終えると面談を実施できるのかなというところで、何とか町内の国営造成地の寄附なり、町への移管に向けて協議をしていきたいというふうには考えております。まだ、ちょっと本人との面談は実施しておりません。 以上です。 10番佐々木委員
委員長	

佐々木委員	申立てがないということで、現状、荒れ地の鑑定が済んでいないということでは理解したんですけれども、申立てないことを受けて、本人に一回も、こういうふうなうちでは都合で考えているんだけれども、その折には面談していただけますかとかどうか、そういったアクションはやられているんですか。
委員長	農林課長
農林課長	私どものほうでちょっとまだアポは取っておりません。といいますのも、手ぶらで面談に行くということもちょっとできないものですから、原課としましては、ある程度の資料なり方向性を持っていきたいなとは思っているんですけれども、資産価値ですとかそういったものを踏まえた上で面談を実施していきたいと。先方のほうから、いやもう協議はしないというような断られると、こちらとしては町内の農地の活用という部分も考えていかなきゃいけないというふうにも考えておりますので、その辺をまとめた中で、何とか滞納者との折衝に当たっていくというふうに私のほうでは考えております。
委員長	10番佐々木委員
佐々木委員	担当課長も大変業務多忙で忙しいというようなこともあるし、また前回の協議会において庁舎内だけの対応というようなことでなくして、専門的知識のある人材を活用した中で取り進んでいただきたいという、そういった部分の取組はどうなっていますか。
委員長	農林課長
農林課長	専門家を活用してということでございまして、全員協議会の中で指摘を受けたのかなと思っております。その際に協議の中では、やはり町村会の顧問弁護士に、もう一度再度、今後の手続等確認した上で進めていくべきというふうにも説明したかなと思っております。

	ただ、なかなか弁護士さんのほうにもちよつと行けていない状況ではありますが、早急に弁護士さんのほうに行って、今後の対応の確認をしつつ面談につなげていきたいというふうにやっております。
委員長	以上です。
佐々木委員	10番佐々木委員
	全然、そうしたら何にもやっていないという判断になるんじゃないですか。ただ、ずるずるとどこまでも問題の先延ばしというか、解決方策が見えてこないという、これはどういうことなんですか。
委員長	農林課長
農林課長	御指摘のとおり、この半年間、なかなかちょっと動けていなかったというところもございます。ただ、このままずるずるいくのではないかということでの御指摘でありますけれども、私どもとしまして、そのようなことはないようにということで、6月から新たな担当とも今後どうしていくか今ちょっと打合せをしているところであります。一歩でも前に進めていきたいというふうな考えは、私どもとしては変わっておりませんので、また12月の全員協議会には、定期の報告も待っているところであります。そういうのを目標にして、今の取組をしていこうというふうに考えております。
委員長	10番佐々木委員
佐々木委員	対応した専門部門をつくって進むということなんですかけれども、町長、その辺の段取りはきちんと進んでおられるんですか。そしてまた、10月までにはちゃんと全員鑑定を含め、そういった部分がきちっとそろそろ報告というか、そういうことになるんですか。そういうのがなかった

委員長 町長	ら、何といたしますか、全く進展というか、本当にこの未済額解決に向けた解消方法、本当に真剣に考えているのかという疑問を持たざるを得ない部分もあるんですけども、その辺はどうなんですか。 町長 相和の負担金ということでございます。この方とは、今ちょっと課長が説明したとおりでありますけれども、早急に面談をするということで進めたいというふうに思います。 とにかく相手と話をしない限りは何も進まない。こっちが材料持っている持っていない以前に、負担金は幾らありますよというのは、もう間違いなく、この間の、それで向こうにも報告していて、向こうもそれは理解しているわけです、その部分はですね。ですから、まず面談をして、それから、これからの対策を進めていきたい。それで、私もこの任期の間には、この相和の問題は解決したいなというふうに思っております。年度内には一人ひとりの対応方針というのをきちっと示して報告させていただいて、きちっと取り組んでいくといふふうに考えております。
委員長 佐々木委員	10番佐々木委員 担当課は大変忙しいと思います。特に町外の方については、きちっとそういった土地の評価なり、そしてまた雑木、そういうのを売ったら幾らになるのかというような部分を専門的立場の人に依頼しても、早急に幾らの償還額があるんだというような相手の方にきちっとお示しできる資料を作成した中で、10月には少なくとも1回や2回面談した中で、こういう状況ですよという
委員長 佐々木委員	答弁要りますか。 答弁してください。

委 員 長	町 長
町 長	10月はなく、12月定例会に向けてということでよろしいですね。12月までには必ず そういうふういたします。
委 員 長	12款分担金及び負担金についてありませんか。（発言する声なし）
委 員 長	ないようですので、13款使用料及び手数料について、24ページから29ページです。
委 員 長	1番中山委員
中 山 委 員	31ページの総務管理費補助金。
委 員 長	29までです。
中 山 委 員	31ページです。
委 員 長	29ページまでです。
中 山 委 員	31ページです。
委 員 長	使用料及び手数料についての今質疑です。29ページまでです。
委 員 長	31ページですと国庫支出金になりますね。
委 員 長	今、使用料及び手数料について、13款、24ページから29ページまでの質疑です。31ペ ージはこの次になります。
委 員 長	質疑ありませんか。（発言する声なし）
委 員 長	ないようですので、では、14款国庫支出金について、28ページから37ページです。
委 員 長	1番中山委員
中 山 委 員	31ページの総務管理費の補助金の中にマイナカードの交付事務費、それからマイナポイント の事業費というふうにあるんですけれども、令和4年度でどの程度、その結果、町内のうちの結

委 員 長 住 民 税 務 課 長	果、どのようになっているのか。 それと、保険証の代わりになるということで現在言われていますけれども、どの程度保険証の代わりに使用しているのかその辺の率について教えていただきたいなど。 住民税務課長 申し訳ありません。３月末、令和４年度末の申請率というのは、ちょっとすみません、持っていないんですけれども、今８月２７日現在で８７．５パーセントの方が申請されております。 保険証の利用についてはどうなっているのかということなんですけれども、今まだ整備されていない病院等がありまして、実際に使っているのかどうかというのは、こちらのほうでは把握できない状態です。使用できるのは使用できるんですけれども、病院側のほうで機器の整備がまだされていない病院があるので、できていない、薬局、病院等で整備されていない病院があるので、できない病院もあるかと思われます。 ただ、保険証を提示すると限度額認定書とか高額の限度額がその情報に入ってくるので、病院に来て限度額認定書を申請したり、高額医療の手続をしなくても、病院のほうでマイナンバーカードで受診した場合はその情報が得られて、高額医療だったらア、イ、ウとあるんですけれども、その限度額で負担金を徴収することができます。 以上です。 1 番中山委員 それじゃ、８７．５パーセントというふうに今答弁したんですけれども、残りの方の、分かると思うんですよね、町民ですから。その方たちの対処というのは、町としてはどうしようとして
------------------------------	--

委員長 住民税務課長	いるんですか。 住民税務課長 まだ申請されていない方々というのは、施設入所者や長期入院患者、自己判断能力に欠けている方々が申請に来られない状態にあると思っております、考えられます。今後、本人の意思を確認後、病院施設等の協力を得ながら申請率を上げていく努力をしていきたいと思っております。 以上です。
委員長 中山委員	1 番中山委員 保険証に、マイナカードを保険証代わりにするようにするには、来年度の 7 月頃までにはマイナカードでというふうな何かそういう方針が出ているみたいなんですけれども、じゃ、今、課長が説明したように、厚沢部町の国保でもどの程度今使われているかも分からない、各病院でもどの程度使われているのかも分からないという状況下の中で、今、課長が説明したようなことがうまくやっていけるのかなという心配があるんですけれども、その辺は。何かテレビなんか見ていると、顔認証とか、住所確認とか、免許証がなきゃだめだよとか、いろいろと話題にのっているんですけれども、その辺の対処というのはどうしていくつもりですか。
委員長 住民税務課長	住民税務課長 顔認証ができないとか、機器のトラブル等で使用できないという報道をされている件もござい
委員長 住民税務課長	ますが、国のほうでは、来年度中に保険証を廃止するというふうに言っておりますが、全員 1 0 0 パーセントのマイナンバーカード保持をできない場合に、5 年を限度として自治体で保険証を発行すると、今までどおり保険証を発行するという方針を、つい 8 月 1 4 日の国保情報でうたっております。

	答えになっているか、回答になっているかどうかは分かりませんが、ないからといって病院にかかれないかといったら、そうではなく、町としましては、ない方には保険証を発行して、5年と言っていますけれども、5年という期限は町村で決められるので、5年になるのか3年になるのか、ちょっとそのときにならないと、来年度いっぱいなので、そうならないと決められないんですけれども、そういう方針でいくと考えられます。 以上です。
委員長 中山委員	1 番中山委員 課長、病院と町との今関係の中でもあまりじっくりいっていないのに、ほかの病院に行って使う場合に、非常に何か疑われるような感じで見られるのはちょっと遺憾だなと思うんで、それがはっきり来年度ももう保険証は廃止されて、そしてマイナンバーカードでなきゃだめだよと、そして何かいろいろとマイナンバーカードも問題あるみたいですが、やはりその辺のきちっとした対応というのは町としては必要でないかと、そういう判断もやっぱりするべきでないかと思う。 今言うように、施設に入っている人は使えないというんでしょう、そうするとマイナンバーカードも登録してないんですから、病院にもかかれないような状況下になってしまうわけですから、その辺の対応策をきちっとやっぱり町としては取るべきだと思います。
委員長 副町長	副町長 マイナンバーカードの保険証のひもづけにつきましては、国の政策の下、今行われておりまして、いろいろな、御存じのとおり問題点が噴出していますというか、来年の9月でしたか、10月でしたか、一斉に保険証に替えるんだという話も全然聞かない話で、今のところは言われてお

	りますけれども、そこまで替えられない人は資格証を発行しますよですとか、今そういう状況で、かなり世論調査等でも非常にあまりよくないというか、見直すべきというような方向性も出されているところなので、正直申し上げて、そこから、はい、スタートですよという状況に今あるのかないのかと言われると、正直もうちょっとこれ時間がかかるのかなということは考えております。すぐ、これがこうできるというふうには、なかなか今の状況を見ると考えづらいものがあるので、もうちょっと情報等は、こちらも十分集めて発信するようには努力いたしますけれども、今現状では課長が話したとおりの状況でありますので、情報は、こちらはどんどん流していきますし、マイナンバーカードの交付率上げるような努力はしていきますけれども、今現状はそのような状況であります。
委 員 長 中 山 委 員	1 番中山委員 副町長、今言ったように町民は分からないわけですから、そういう広報でマイナンバーカードについてはこういう状況下ですよということを、それから、これからどうなるのという心配事もあるので、その辺はやっぱり町民に知らしめてほしいなというふうにお願いします。
委 員 長 委 員 長 香 川 委 員	あと質疑ございませんか。 5 番香川委員 同じく 3 1 ページの、同じく総務管理費の補助金の中で、デジタル田園都市国家構想交付金とあります。この交付金の概要をまず説明してください。
委 員 長 政 策 推 進 課 長	政策推進課長 デジタル田園都市国家構想交付金というのは、実は昨年度から名称が変わりして、以前は地方創生推進交付金ということで言っておりました。要するに地方創生の交付金なんですよ。

			行政報告書の１４３ページを御参照いただければと思います。
			この中に大きな事業２つございまして、１つが厚沢部町農に生きる創生事業ということで、農に生きる推進協議会がやっている事業に対して補助金を交付している事業。この事業はアスパラの自動化や、あと去年ギネス認定した厚沢部メイクインジャンボコロッケだとか、団体の商標登録、厚沢部メイクインの地域団体商標登録、そういったものを進めておりました。
			もう一つの事業は、今、一番話題になっている保育園留学ですね、そちらの事業が昨年度スタートしておりまして、保育園留学推進協議会を設立しまして、一部はそこからキッチンハイクに委託しているんですが、官民連携で保育園留学を推進すると、あとは受入れ体制の充実を図っていくような事業を行っております。
			以上でございます。
委	員	長	あと質疑ございませんか。（発言する声なし）
委	員	長	それでは、ないようですので、１５款道支出金について、３６ページから４７ページです。質疑ありませんか。（発言する声なし）
委	員	長	ないようですので、１６款財産収入について、４６ページから４９ページです。質疑ございませんか。（発言する声なし）
委	員	長	ないようです。１７款寄附金について、４８ページから４９ページです。
委	員	長	５番香川委員
香	川	委 員	４９ページのふるさと寄附金で、上段のふるさと寄附金は一般質問等で上戸議員が聞いていたんで、私はその下の企業版ふるさと納税寄附金についてお伺いしたいんですけれども、この中身というか、今１７０万円となっていますけれども、実際何企業が寄附金されたのかお聞きしたい

委員長 政策推進課長	と思います。 政策推進課長 企業版ふるさと納税でございますが、昨年度は3つの企業から合計170万円ということで、それぞれ50万円、20万円、100万円ということで寄附を頂いております。 制度なんですけれども、基本的には町の政策だとか、ふるさとということに御賛同いただいて寄附を頂くということはふるさと寄附金とは変わらないんですが、企業のほうのメリットとしては、もちろん黒字企業には限るんですけれども、実は税制の控除がすごく手厚くて、寄附額の9割が控除となります。そういったこともありますので、企業としては要するに10分の1の額で実際は寄附ができるということで、いろいろ応援したい町があればそういった形で寄附して下さるということになります。 以上です。
委員長 香川委員	5番香川委員 先ほど、課長の説明で3企業が今回、前年度寄附金、納税してくれたという話で、この3企業というのは、実際、厚沢部町にもともと住んでいた方がどこかで起業したのか、それとも全然関係ないのか、それとも関係人口の中での企業なのか御説明していただきたいと思います。
委員長 政策推進課長	政策推進課長 3企業なんですけれども、企業名を言いますと、まず株式会社セイコーマートさんが1件、要するにセイコーマートですね。またホクレンが1件です。もう1件が函館インフォメーションネットワークで、厚沢部町にいろいろ長年お付き合いのある企業ということで寄附を頂いております。

委員長 香川委員	以上の３件でございます。 ５番香川委員 ふるさと寄附金、今日の上戸委員の一般質問でもありましたけれども、こちらの企業版ふるさと納税寄附金、これも何かＰＲして、行く行くは町の財源の確保につながるかなと思ったんですけれども、なかなかセイコーマートとかその辺だということで、なかなかこれは厳しいのかなと思いました。できることであれば、こちらのほうもうまくＰＲしていただいて、企業のほうも寄附金より多く募れるような体制になればなとは思いますが、実際は難しいのかなとも思います。
委員長 政策推進課長	政策推進課長 香川委員から実際難しいんじゃないかということで、何かちょっと控えめな御質問になったかと思うんですけれども、正直、今、実際難しくて悩んでいる最中でございまして、いろんな国とか道の施策でマッチング機会というのが実はあるんですよね、企業さんのほうと。先日もちょっとお声がけいただいて、何か所かの候補のうち厚沢部町が候補にはなっていたんですけれども、最終的には厚沢部町じゃないところをちょっと選ばれてしまってということで、なかなか最終的には寄附には結びついていないんですけれども、こちらのほうは、例えば返礼品とかもないですし、制約が少ないので、企業さんが寄附さえしてくれればという部分で、全て１００パーセント収入になるので、できればこちらのほうもちょっと確保していきたいというところでは進めてはいるんですけれども、まだちょっと結果につながっていないような状況でございます。 ただ、こちらのほうの取組はやはり進めていきたいと考えております。 以上です。

委	員	長	17 款寄附金について、ほかありませんか。（発言する声なし）
委	員	長	それでは、18 款繰入金について、48 ページから 51 ページです。18 款繰入金についてありませんか。（発言する声なし）
委	員	長	それでは、19 款繰越金について、50 ページから 51 ページです。質疑ありませんか。（発言する声なし）
委	員	長	ないようです。20 款諸収入について、52 ページから 59 ページです。
委	員	長	1 番中山委員
中	山	委 員	57 ページなんですけれども、ここに野菜価格安定基金等返還金として載っているんですけれども、この説明をしていただきたいと思う。たしか飼料、農薬、そちらのほうの補助金になったんじゃないかなと思うんですけれども、その辺の内容説明をお願いいたします。
委	員	長	農林課長
農	林	課 長	この野菜価格安定基金の返還金につきましては、まず返還金についてであります。この基金については、令和2 年度に運営協議会、農協さんで持たれている運営協議会において廃止が決定されております。国側の基金の最終返戻後に町と農協の返還分が確定して、それが戻ってきた額が、まず1,585 万1,835 円となっております。この1,500 万円強のものを全て肥料価格高騰対策に財源充当しております。昨年度繰越予算として補正させていただきまして、今まさに国の申請の財源として使おうとしているところでございます。肥料の取りまとめについては、数日前にやっと取りまとめまして、今、国への申請が行われているところであります。
委	員	長	1 番中山委員
中	山	委 員	課長の説明によると、これからこのお金が利用されるということに理解していいんですか。

委 員 長	農 林 課 長	農林課長
		国への申請が終わりましたので、これで問題がなければ、それに対する町の上乗せ補助としてこの財源を使うということですので、それについては年末をめどに交付をしていきたいといふうに考えております。
委 員 長	中 山 委 員	1 番中山委員
		課長、そうしたら、この金額と、町としてはどの程度上乗せして農家の方に補助金として出すんですか。
委 員 長	農 林 課 長	農林課長
		これにつきましては、今、精査中ではありますけれども、予算編成の段階におきましては、国 7 0 パーセント、それに対する 1 5 パーセント町は上乗せしていこうということで、総体としては 8 5 パーセントぐらいの肥料の価格高騰分に対する支援としております。額はまだこれから積み上げになりますので、ちょっと分からないんですけれども、今後、今、国の申請額が確定した上で、さらに 1 5 パーセント上乗せしていく事務をこれから行っていく予定であります。
		以上です。
委 員 長	中 山 委 員	1 番中山委員
		そうしたら、今の課長の説明でいくと、我々どのくらいの額を補助されるというふうに理解してよろしいですか。
委 員 長	農 林 課 長	農林課長
		農協さんのほうで取りまとめされているかと思います。その申請額の 8 5 パーセントが国と町で支援されるということですので、高騰分に対する 1 5 パーセントが農家さん負担にな

委員長	りまして、８５パーセントが国と町で支援するということでございます。
中山委員	１番中山委員 ということは、町としては、この野菜価格安定基金の部分は、もうゼロということで理解してよろしいですか。
委員長	農林課長
農林課長	この野菜価格安定基金につきましては、令和２年度に協議会の中で廃止が決定されております。廃止に伴う返還金でありますので、これを肥料高騰対策の財源に使った後は、もう価格安定基金というものはなくなるということでございます。
委員長	２０款諸収入について、ほかありませんか。
委員長	７番山田委員
山田委員	５５ページの下のほうの見守りロボットの利用者負担金ですが、前年度を見ると４件だったんですが、今回増えているんですが、昨年比べてどれくらいの利用者になっているか、現在は。人数ですね、お願いします。
委員長	保健福祉課長
保健福祉課長	現在のところ３件になっています。３件です。
委員長	７番山田委員
山田委員	前年度というか、前は４件で、今回は３件ですか、何か金額が増えている、昨年度より。
委員長	保健福祉課長
保健福祉課長	件数自体は減っているんですけども、利用開始の時期とかがそれぞれのケースで違いますので、それで収入額が変わってきていることになります。

委 員 長	7 番山田委員
山 田 委 員	この見守りロボットなんですが、結構利用者さんが少ないということで、やっぱり今回モニタリングみたくして無料化でやってはどうかなという考えがあるんですが、こういうことにいろんな高齢者に使っていただくという形を取ってもらいたいんですが、その辺に関してどうですか。
委 員 長	保健福祉課長
保 健 福 祉 課 長	昨年度も無料でモニターをやっていたんですけども、この見守りロボットなんですけれども、この見守りロボットをつくっている会社が今年度いっぱいこの見守りロボットをもう使えない状態になるということで話がありまして、ちょっと私たちのほうでも今利用されている方たちに、そのまま終わりましたということにはならないと思いますので、別の方法で何か継続して見守りできるようなものがないかどうか、今年度中にいろいろ検討して考えていきたいと考えています。
	以上です。
委 員 長	それでは、そろそろ時間で、審議の途中ですが、本日はこれをもって散会します。
委 員 長	明日は午前 1 0 時から開会いたします。
委 員 長	皆様、お疲れさまでした。（ 1 6 : 5 8 ）